公開講演会の御知らせ

一般社団法人比較後見法制研究所 www.hikaku-kouken.or.jp/

講演者:オーストリア・インスブルック大学法学部教授・ミヒャエル・ガナー

第一テーマ:「オーストリアにおける司法オンブズマン(官署)」

第二テーマ:「オーストリアにおける権利擁護の裁判所外機関(制度)」

日時 : 2020 年 1 1 月

場所: 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場にお集まりいただくことはできません。参加希望者は、tayama@waseda.jp 宛に申し込んでください。公演を日本語に翻訳したものをメールでお送りします。質問等があれば、同様に上記メールアドレスに、日本語でお願いします。

第1テーマは、オーストリアのオンブズマン制度の一つである司法オンブズマンについて 講演をお願いしました。成年者保護人を選任する裁判所が同時にオンブズマン制度を有し ている点に注目したためです。「司法オンブズマン(官署)は、裁判所での仕事を人間に親 しみやすいものし、それによって現代司法の重要な構成部分となる。」と、司法大臣・ジャ ブローナー氏は、2019年に述べています。オーストリアの司法は、市民に、独立した司法 オンブズマン(官署)によって、情報サービスと異議申し立てサービスを提供しています。

第2 テーマでは、司法オンブズマンだけでなく、市民オンブズマン等、様々な形態の広義のオンブズマンがどのような任務を権利擁護の分野で果たしているのか、について講演をお願いしました。そこでは、成年者保護協会も重要な役割をはたしています。

なお、「文部科学省科学研究費補助金研究プロジェクト」文部科学省科学研究費・基盤 C (一般) 「比較法的研究に基づく後見人の権限のあり方に関する具体的提言」との関連で、参加費用は無料です。 以上。